

# 天草自然学習出前授業実施要項

## 1 目的

天草自然資源活用推進連絡会（以下、「連絡会」という。）では、地質・地形そして歴史・文化・産業・生態系といった「天草の大地の遺産」を活用した地域の活性化を目指しているが、その持続可能な活動の実現のためには多くの住民の参画のもと推進する必要がある。そこで、天草の次世代を担う若い世代への普及啓発活動の一環として、直接学校に講師を派遣する出前授業を実施し、児童生徒が天草に関する認識を深め、地域への誇りを高めるとともに、教育・学習の場で天草の自然が活用されることを目的とする。

## 2 要項

### （1）対象者

天草地域（天草市・上天草市・苓北町）内の小・中学校及び高等学校に通学（勤務）する児童生徒及び教職員。

### （2）実施日時

学校の授業時間や部活動時間などの、学校管理下の時間内での実施とする。なお、各学校での実施回数や授業時間の上限は定めない。

### （3）授業テーマ

出前授業のテーマは天草の自然に関連することとする。

### （4）申請・実施報告

ア 出前授業を希望する学校は、連絡会に対して、実施希望の1ヶ月前までに申請書（様式1）を提出しなければならない。

イ 連絡会は、申請書類受理後に決定通知書（様式2）を送付する。

ウ 出前授業終了後は、実施後概ね1ヶ月以内に実施報告書（様式3）を提出しなければならない。

## 3 出前授業に要する経費

### （1）講師（市職員）の派遣に要する旅費や謝金は無料とする。

### （2）会場の借り上げ等に要する経費は、申請者の負担とする。

## 4 他の事業との関係について

### （1）「天草自然学習見学支援事業」（天草市内対象）について

ア 先に見学支援事業の申請を行い採択されれば、事前学習については本要項に基づく申請を行う必要はない。

イ 本要項に基づく申請により出前授業を実施した後に、自然のみどころの見学を行う場合は、別途見学支援事業の申請を行う必要がある。ただし、出前授業の内容が見どころの見学と密接に関連していると認められる場合は、見学支援事業の要件である事前学習を省略することができる。